


所管部課	総務部職員課	部長	広沢 光政		
件名	東大和市職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市職員定数条例			
	部課機関				
1. 要旨					
<p>1) 改正の要旨                  職員の職務名について、新たな職務が生じることから、医療技術系のうち管理栄養士、歯科衛生士を加え、技能・労務系のうち宿日直を加え、タイピストを削るものである。</p> <p>2) 施行日                  平成29年4月1日</p> <p>3) 影響及び効果                  実質的影響はない。</p>					
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)					
<p>文書課審査済</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>庁議終了後、速やかに規則改正の手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。